

仕様書

[国分寺市立もとまち・しんまち児童館清涼飲料水用自動販売機設置]

1 設置場所及び台数、販売実績等

国分寺市立もとまち児童館 出入口付近外（敷地内） 1台

国分寺市東元町 2-5-19

販売実績：（令和6年度） 2,138本

国分寺市立しんまち児童館 出入口付近外（敷地内） 1台

国分寺市新町 1-7-2

販売実績：（令和6年度） 2,894本

2 使用許可及び期間

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可とする。

期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとするが、良好な設置者については、1年を超えない期間で更新することができる。ただし、令和11年3月31日を限度とする。

3 設置条件

次の（1）から（7）の必須条件は、全て満たさなければ、選考対象とはなりません。

（1） 自動販売機本体

ビン・カン等の密閉型容器併用の清涼飲料水用自動販売機とすること。（アルコール類の販売は認めない。）

※ プラスチックごみ削減のため、水を除きペットボトル飲料の

販売は行わないこと。

本体の大きさは、W1,250mm×D1,000mm×H2,000mm 以内とし、屋外設置のため、雨水対策を講じ利用に支障がないようにすること。また、デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものでないこと。建物入口の開閉及び消防法に基づく避難経路並びに利用者の通行に支障がないように設置すること。

(2) ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン採用の自動販売機とすること。

(3) 環境対策

ア 自然冷媒を使用した自動販売機とすること。

イ 容器回収箱を設置すること。

ウ 回収容器のリサイクルルートが確立されていること。

エ ピーク時カット等対応の省エネに配慮した機種であること。

また、タイマー等により夜間の照明が制御できること。

(4) 地震対策

自動販売機の転倒防止対策を行うこと。

(5) 災害対応

災害救援仕様とし、災害時には無償提供すること。機種によりバッテリーの収容ができない場合は、鍵を開ける等による手動での対応も可とする。

(6) フルオペレーション業務

自社もしくは関連会社にてオペレーション業務が確実にできること。

(7) 電子マネー対応

現金払いの他、電子マネーによる支払いに対応していること。

4 販売価格

販売価格は、メーカーの小売価格の 20 円引き以上とする。

5 電気料金

子メーターを取り付け、月単位で検針し、児童館の月毎の電気料金の総額（基本料金含む）を各施設の使用量で割って得た数値を、1 kWあたりの単価とし、電気料金負担分として支払うこと。

6 設置費用等負担

自動販売機設置及び撤去にかかる費用については、設置者の負担とする。

また、電源確保等必要な加工や工事は、設置者の負担とし、満了の際はすみやかに原状復帰すること。

7 その他

設置者に交付する行政財産使用許可書記載事項による。